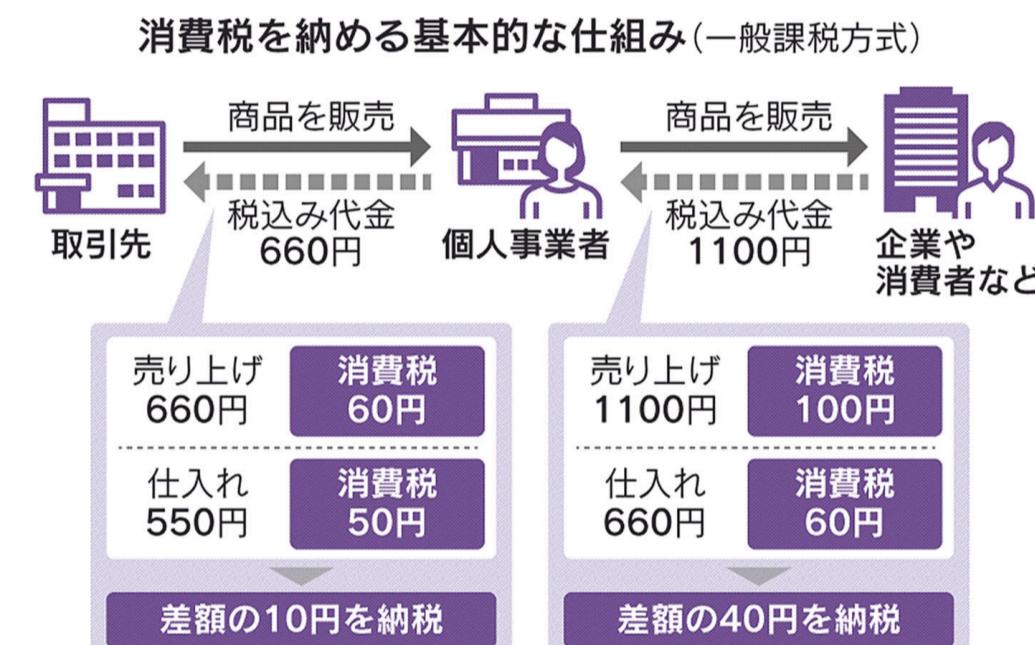


消費税の確定申告 負担軽く

課税事業者は2つの確定申告が必要

項目	所得税	消費税
課税対象	所得	取引(売り上げ)
税率	5~45%の7段階	10%または8%
確定申告の期間	2月16日~3月15日	1月1日~3月31日



納税額の計算を簡略化できることも

方式	納税額の計算式など		
簡易課税	売り上げにかかる税額	-	売り上げにかかる税額 × みなし仕入れ率
	◆みなし仕入れ率は業種ごとに40~90%の6段階 ◆届け出が必要		
2割特例	売り上げにかかる税額	×	20%
	◆インボイス制度を機に課税事業者に転換した場合 ◆届け出の必要なし		

(注)簡易課税、2割特例とも別途利用する条件がある

インボイス導入で特例

確定申告のシーズンが近づいてきた。今年のフリーランスなど個人事業者は、例年より作業の負担が重くなるケースが増えるかもしない。インボイス制度の導入に伴い、初めて消費税の確定申告をする人が多くいるためだ。できれば手間をかけず、節税につながる方法を選びたい。

「所得税の確定申告の準備で手いっぱい。消費税まで頭が回らない」と都内に住むフリーのテレビディレクター（40）はこぼす。2023年10月のインボイス制度導入を機に、取引先の要請で消費税を支払う「課税事業者」に登録。消費税の確定申告をしなければならなくなつた。

インボイス制度は企業などが取りをするときに原則としてインボイス（適格請求書）を使うルールのこと。消費税は一般に商品やサービスの本体価格に上乗せされ、製造、卸売、小売りといった各段階で事業者や消費者が払う。そのうえで各事業者は売り上げに含まれる消費税から、仕入れ時に払った消費税を引いた金額を納税するのが原則。仕入れ税額控除と呼ぶ

ばれる仕組みだ。

「ない」との声も漏れる。

税対象売り上げが5000万円以下などの要件を満たす場合に使える。仕入れ金額を売上高の一定割合とみなして納税額を計算する。割合は業種ごとに決まっており、飲食業なら売り上げの60%、不動産業なら同40%を仕入れ金額とする。仕入れについては課税の有無による。仕入れについて課税の有無で分ける作業をせずに済み、仕入れ先から受け取るインボイスを保存する必要もない。

簡易課税をさらに簡素にしたのが「2割特例」だ。納税額を業種に関わらず売り上げにかかる税額の2割にする。インボイス制度の導入を機に課税事業者に移行し、2年前の課税対象売り上げが100万円以下といった条件を満たす場合に利用できる。

一方、消費税は「取引（売り上げ）」にかかり、計算が複雑なためだ。

例えば税率。売り上げと仕入れの両方で10%の税率で課税された取引と8%の税率で課税された取引とに分別する必要がある。地代や住宅賃など非課税となる取引や給料など課税の対象外となる取引は除く必要もある。

消費税の課税方式は3つある。基本となるのは「一般課税」で、売り上げにかかる税額から仕入れにかかる税額を実額で差し引いて計算する。仕入れ税額控除を裏付けける証拠として仕入れ先から受け取るインボイスを保存する。「正確に計算できるが事務負担が重いやり方」（辻・本郷税理士法人の浅野恵理税理士）といえる。

一方、小規模事業者などが多く使うのは「簡易課税」と呼ばれるやり方だ。申告対象の2年前の課税のいずれかで申告することになり、税や申告の負担が増す可能性がある。（後藤直久）